

表5-8 (地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられている社会保障施策に要する経費)

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%へ、令和元年10月1日より8%から10%へ引き上げられることに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。
 令和3年度上ノ国町一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)	65,661 千円
【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられている社会保障施策に要する経費	1,456,882 千円

(単位：千円)

大区分	小区分(事業)	令和3年度 決 算 額	財源内訳					
			特定財源			地方消費税交 付金(社会保 障財源化分)	その他	
			国道支出金	町債	その他			
1	社会福祉	社会福祉総務費	409,261	278,393		3,352	12,346	115,170
		老人福祉費	124,534	984	87,700	538	3,419	31,893
		児童福祉総務費	27,647			18,687	867	8,093
		母子福祉費	1,177	504		8	64	601
		保育所費	272,952	4,532	115,300	18,260	13,057	121,803
		その他社会福祉費	141,956	89,820	4,200	346	4,608	42,982
		小 計	977,527	374,233	207,200	41,191	34,361	320,542
2	社会保険	国民健康保険事業特別会計操出事業	64,471	22,860			4,029	37,582
		介護保険事業特別会計操出事業	134,430	12,512			11,804	110,114
		後期高齢者医療対策事業	94,594	21,382			7,088	66,124
		小 計	293,495	56,754	0	0	22,921	213,820
3	保健衛生	保健衛生総務費	43,398	1,853	9,200	1,001	3,035	28,309
		健康増進事業費	13,322	2,046		788	1,015	9,473
		予防費	63,020	53,713			901	8,406
		診療所費	66,120	75	24,200	6,435	3,428	31,982
		小計	185,860	57,687	33,400	8,224	8,379	78,170
合 計		1,456,882	488,674	240,600	49,415	65,661	612,532	

※ 地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当している。